

目次

A II -CV-2nd-1★控訴状20191003.....	2
A II -CV-2nd-2★証拠追加20191015.....	10
A II -CV-2nd-3★甲12号証-反証書.....	11

控訴状

令和元年 10 月 3 日

東京高等裁判所 御中

控訴人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊（昭和 36 年 3 月 9 日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被控訴人（被告）

住所（送達場所） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号

埼玉県 同代表者知事 大野元裕 電話番号：048-824-2111

慰謝料請求控訴事件

訴訟物の価額 10 万円

貼用印紙額 1,500 円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 平成 30 年（ワ）第 413 号 慰謝料請求事件について、令和元年 9 月 26 日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

第 1 原判決の表示

主文

- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

第 2 控訴の趣旨

- 原判決を取り消す。
- 被控訴人は、控訴人に対し、10 万円を支払え。
- 訴訟費用は、第 1, 2 審とも被控訴人の負担とする。

第 3 控訴の理由

1 虚偽表示無効

原判決は、「よって、原告の請求は、損害の発生に係る争点を検討するまでもなく理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する」と判示しています。

しかしながら、当該事件の埼玉県警職員らの対応は、私が訴えた当り前の疑いを、常に、根拠無く、無視していますから、警察として極め付けに不合理・不相当であり、彼らの職務上の故意または過失であり、不法行為です。

- 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

控訴の理由の説明

1 原告の当り前の訴えを無視することによる、犯罪の隠蔽です

当該事件における、私の当り前の訴えとは、要するに、警察の対応には、常に、実質が無いということです。外形の問題ではありません。

理由を示した場合でも、その蓋然性が無いので、実質的に、理由が無いということです。

訴えた被害(最大要素)を、常に、根拠無く、無視しているということです。

ですから、常に、理由を告知しない不当な受付拒否(犯罪捜査規範 61 条違反)なのです。

それを繰り返し強調して来たのに、そのそばから、判決も、根拠無く、無視しています。

原告である私の、真の訴えに比し、判決の理由が、極めて一面的で片手落ちです。

このような判決の不当性は、大別すれば以下の三つと考えます。

①原告である私の訴えの核心を、実質的に、根拠無く、無視していること(訴えの偽装)

私の訴えの核心を判定しておらず、言わば別事件であり、また、実質的に理由が無いことから、当り前に、判決として無効です。

また、当り前に、自決権ないし自律権と裁判を受ける権利の侵害です。

②当り前の経験則(高度の蓋然性)を、実質的に、根拠無く、無視していること(事実の否定)

事実認定という、司法の本質的役割を放棄しております。

言い換えると、極めて不公平かつ理不尽に、一方的に警察の鵜呑みということです。

警察の不当性は、文面審査だけでわかるはずです。

③受けた判決の正当性が世に示されないこと(裁判記録としての不備)

私の当り前の訴えとは、常に、脅迫(違法性)の疑い、つまり、稀有な行動の裏には特別な動機が在るはずだという、当り前(最大要素)の、刑事的経験則です。

それを警察が、常に、根拠無く、無視したのですから、職責に鑑みて、極めて犯罪的です。

最大の判断要素が、常に、根拠無く、欠落しているのですから、適正不適正というレベルではなく、当り前に、無効です。

無視でないなら、判断根拠を示せと言っているのに、示したこと也有りません。

無視した根拠を示さないことは、訴訟法的には、完全陳述義務(民訴規 79Ⅲ)ないし事案解明義務違反であり、当り前に、隠蔽の擬制自白です。

それを訴えているそばから、裁判官が、なおも無視して、更に隠蔽を重ねたということです。これらは、形だけの検査や裁判であり、まさに私への非人間扱いです。

要するに、不当性が著しく、程度問題として職権濫用であり、正当業務行為などではないので、少なくとも故意または過失であり、控訴だけで済む話ではないということです。

そして、私の訴えの核心を欠落させることによって、その判決の不当性を隠蔽しています。これは現行制度の悪用によるものです。

もしこのような、当り前を認めない判例が横行したならば、判例が持つ、同様事例への拘束力によって、いずれ当り前に、社会秩序が乱れますし、その判例の不当性も露見しますから、それを隠蔽する為に、訴えの核心を無視し、訴えを偽装しているものと思われます。

私の真の訴えと比較すれば、その不当性は自明で、およそ判例として後世に残せるような代

物ではなく、通常はなしえない判決となることから、三審とも訴えの偽装を繰り返す予定であろうこと、も覗えます。

2 原告の訴えを正確に記録しないと、裁判の適正が確保できません

裁判所は代表的な国家権力機関ですから、常に当然に、適正性が要請されているはずです。また、裁判を受ける権利というのは、公正な裁判によって、終局的に紛争の解決を図ること、ひいては社会正義を実現すること、が前提目的のはずですし、その中には、受けた判決の正当性が世に示されること(一般人の監視下に置くこと)も含まれているはずです。

しかるに、現行制度が、判決書の事案の概要ないし原告の主張を、ありのままではなく、裁判長の心証で記述していることは、既述のような、訴えの偽装による隠蔽の温床となる懼れが在り、その場合には、原告の真の訴えが闇に葬られ、その判決の正当性が世に示されない為、裁判の適正が確保できないことから、既述の通り、原告の権利の侵害に当ると考えます。皆が包囲網である世界では、どんなに不当な判例であろうと、その判例を見ようとする人も、引用しようとする人も居ない状況が予想され、しょせん、何をやっても無駄ではありますが、判例が持つ同様事例への拘束力こそが、唯一の抑止力だと思います。

しかるに、原告の訴え自体が隠蔽され得る現行制度では、その抑止力すら期待できません。全てを記録することが訴訟経済として現実的でないのなら、部分的に、例えば請求の趣旨欄と請求の原因欄だけは正確に判例に残すというような制度に改める必要が在ると思います。

3 故意の司法権の濫用と思われる事例の摘示

以下の無言の脅迫の意図は、「お前の訴えなど、我々が全て握り潰すぞ」と思われます。

①前橋地裁沼田支部 H29 ワ 26 慰謝料請求事件(吉田達二裁判長)の判決

不法行為を「被害届を無視したこと」から、「捜査しなかったこと」に切り替えていました。

→前橋地裁 H30 ワ 358 慰謝料請求事件(菅家忠行裁判長)・・・係属中

②前橋地裁 H30 ワ 356 慰謝料請求事件(渡邊和義裁判長)の 20190829 判決

8 不法行為とも、訴えた被害を否定する根拠が無いことを判定していません。

③前橋地裁 H30 ワ 413 慰謝料請求事件(渡邊和義裁判長)の 20190926 判決 後述の通り

核心の不法行為が判決から欠落し、残り 4 つとも、訴えた被害を否定する根拠が無いことを判定していません。

④前橋地裁の菅家忠行裁判官が、釈明も事務連絡もせずに 5 件を一年も送達しなかったこと

また、他の職員らも内部牽制の要請を無視 → 前橋地裁 R1 ワ 428 慰謝料請求事件(合議体)

⑤渡邊和義裁判長の威力を示唆する発言

令和元年 9 月 12 日 10:40 頃、前橋地裁 21 号法廷での前橋地裁 R1 ワ 301 慰謝料請求事件の第一回期日の終盤、渡邊和義裁判長が私に、「お気を付けてお帰り下さい」と言ったことは、蓋然性として、まさに梨下の冠であり、前橋地裁 H30 ワ 356 慰謝料請求事件の訴状の一部である、被害届 2018 の 9 頁上段に書いてある通り、包囲網の合言葉に相違無く、その意図的反復による威力の誇示であることを、当たり前に、極めて強く示唆しております。

言われたのはこの時が初めてですが、このような場違いな、必然性の無い発言の裏には、何

らかの動機が在るはずだというのも、当り前の、経験則です。

4 当該事件での、私の当り前の訴えとは?

(令和1年6月13日付準備書面(7)より引用) 第6 埼玉県警の不当性の焦点

1 反社会性(公序良俗違反(民法90条)や信義則違反(民法1条2))と犯罪性

要するに、当り前の蓋然性を認めないことと、その理由を示さないことです。

その狙いは、包囲網の威力によって、社会的妥当性の基準を歪め、つまり、公序良俗を偽装して犯罪を正当化することです。

それが可能なのは、ひとえに包囲網の強大さゆえであり、その動機は社会的村八分です。

(平成31年1月28日付準備書面(3))VII 裁判所に自主的な権能の発揮を要請します

1 証拠力の偏在に対する是正措置と刑事事件としての認識と対応を求めます

元々職責として証拠を一手に握るべき捜査機関の組織的隠蔽ですから、当事者間に著しい証拠能力の差があります。 これは社会一丸となった村八分です。

本来ありえない事態の打開策が思いつきません。

2 過日の文書提出命令の申立について手続をご指示ください

文書提出命令についても呆れます。 本来は己が身の潔白と被告としての立証責任を果たす為に、被告側が自ら進んで申立すべきところだと思います。

そうはいっても現実問題として残された時間があまり有りません。

特に逮捕の決め手となったビデオ影像や運行記録などの物証を隠滅されないうちに保全しておきたいので、所有者の訂正等、もしくは再申立が必要であればご指示下さい。

3 埼玉県警に対する業務改善命令なり是正措置命令の発動を要請します

今さら再捜査は不要などとぬかしている機関が正当業務行為であるはずはありません。

つまり行政機関としての職務上の故意または過失であり、その不当な対応を今後も継続しようとしていることは明らかです。

4 被告側の不当かつ無根の反論全般についての証拠調べを要請します

(令和1年6月13日付準備書面(7)より引用・要約) 脅迫の為の殺人事件の焦点

前橋地裁沼田支部 H29 ワ 26、前橋地裁 H30 ワ 355、前橋地裁 H30 ワ 413、前橋地裁 R1 ワ 301
・20090119に回答期限付の被害届を警視総監宛に簡易書留で郵送したのに、無視されたまま、その回答期限日当日の20090220に私の叔母がさいたま市で変死し、結局、轢逃げ事故にされましたが、真相は、その被害届の隠蔽を意図した、私への無言の脅迫の為の殺人に相違ありません。

・埼玉県警は、当り前の殺人の疑いを、根拠無く無視することにより、これを交通事故に偽装しました。

・20090220に東村山署に出向いて、サワダと名乗る警官に被害届との関連を説明し、脅迫殺人の真相究明を訴えましたが、その後、無視されました。

この、脅迫の為の殺人事件の主な恣意性は以下の通りです。

(1) 警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の無視(恣意性 99.99999%以上)

以下の理由から、この被害届を警察が無視することは、在り得ません。

①無視できる内容ではないこと(公益侵害の懼れ大)

日常的な顔パス(つまり拳手した見込客の逃亡)は、単発でも極めて稀有な現象であり、更には私の出番日と連動で所属のタクシー会社の平均売上が落ちる現象がこれを裏付けており、不特定多数による不買運動と、その原因である、広範なプライバシー権侵害が、当たり前に、感知できたはずであり、このデータを確認するだけで捜査に踏み切れたはずです。

東京の全タクシー平均も同様に連動していますから、包囲網の実在を示す決定的証拠であり、脅迫殺人が起きたのも、おそらくは、このデータの隠蔽の為です。

②期限を明示して回答を求めていたこと

納税者からの書面による回答要求を無視することは、当たり前に、稀有な信義則違反です。

③違法性や差別的取扱が、自明であること

理由を告知しない不当な受付拒否や、本人意思の不確認は違法であり、また、警察に被害届を出す意味が無くなることから、差別的取扱であることは100%自明です。

(2) 被害届の回答期限当日に叔母が変死した不審(99.80%以上)

既述のような被害届を警察が完全に無視することは、極めて稀有な選択なので、当たり前に、特別な動機が推定される状況において、まさしくその回答期限日当日に私の叔母が変死したことにより、いずれも稀有な現象なので偶然には重なり得ないことから、既述の被害届との因果関係による殺人が、蓋然性として当たり前に、推測されます。

つまり、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という無言の脅迫です。同様の設定のドラマや小説も多いので、誰もが当たり前に、そう感じるはずです。

(3) サワダ警察官への二つの要請の無視(99.00%以上)

警視庁がサワダへの要請を隠蔽したことは、当たり前に、犯罪であり、人権侵害です。

私が当然に抗議すべき立場に在ったことや、身体的特徴などによりサワダを特定できることから、蓋然性として、これを信じないことに合理性は在りません。

(4) 叔母の轢き逃げ事故の捜査の不審の数々(99.999999%以上)

これらこそ、脅迫殺人の動かぬ証拠であり、この公判の無効性の証明です。

A 事故現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線であること(99.99%以上)

叔母の姿が、視界の中央に入り続けていたはずなので、見落とすことなど在り得ません。

B 卷き込みでもないのに、死亡に至っていること(90.00%以上)

C 司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

大田まり子の妹で、公判にも出席した、私の叔母の廣橋絹代の話では、検察官が遺族に司法解剖の許可を求めるに際し、「他殺か病死の可能性も在るので、解剖させてほしい」と言ったそうです。

つまり、その時点では、交通事故だとする直接的証拠は無かったと思われます。

埼玉県警は、通夜に参加した私(有名人)の姿を見て初めて、大田まり子が私の親戚であることに気付き、そこから隠蔽の方針に転換した疑いが在るのです。

D 決め手のはずの映像を、公判の証拠にしていない不審(99.00%以上)

致命的な映像を隠蔽しているものと思われますから、開示させて下さい。

E 轢逃げ事故として当り前の物証の存否(90.00%以上)

外傷が頭部だけで、胴体部や自転車が無傷だったのは、転逃げ事故として極めて不審です。

真犯人が、側道上で撲殺した疑いが在ります。

- ・本当に交通事故か? ・叔母を側道まで運んだのは事実か? ・雇われ犯ではないのか?

F 転逃げ犯の行動の必然性(99.00%以上)

- ・待ち伏せの疑い 叔母の自宅または現場付近での不審な停止状態は無いか?

- ・この時間帯に、この交差点で、左折する必要は在ったか?

- ・事故車両の運行記録(タコメーターなど)とは、辻褄が合うか?

G 故意ではないとする証拠の存否(99.00%以上)

- ・ブレーキ痕の位置は? ・衝突時のスピードは? ・ブレーキのタイミングは適切か?

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

- ・金曜の朝の副都心の 17 号上の交差点で、目撃者が出ない不審 共謀による隠蔽

(5) 慎意性一覧表や被害届 2018 が示唆する、後続事件との関連性(99.999999%以上)

全事件とも一貫した、当り前を認めないことによる隠蔽であり、社会的な村八分です。

以上の私の訴えの核心が、当り前で不可欠の蓋然性であることと、それが実質的に根拠無く無視されていること、を必ず判定願います

第4 第一审の問題点の摘示

摘示すべき箇所が多過ぎて切りが無いので、判決書に則り、要点のみ下記に示します。

★平成 31 年 4 月 26 日付の準備書面(6)の「第4 各不法行為」において、各不法行為の再定義を行っておりますが、判決の不法行為に反映されておりません。

★元々の不法行為 1 (殺人の事故への偽装による脅迫)が、判決から欠落しています。

これによって、脅迫殺人の存否や、その偽装の存否、警視庁による隠蔽(サワダ要請など)の存否などが判定されていません。

これらは他の四つの不法行為の前堤となる、基礎事実ないし主要事実です。

この欠落は、私が 20190910 に提出した、前橋地裁 H30 ワ 356 慶謝料請求事件の控訴状(東京高裁 R1 ワネ 26)の主な控訴理由が、原告の訴えの核心を無視している点であることについて、彼が既知のはずであることから考えて、当り前に、故意の無視の反復を示唆しており、また、私の従来からの主張である、「抗議などすれば、益々加害を激化させる(反復と激化)」という包囲網の威力の特徴を裏付けております。

不法行為 1 について (判決書 5 頁) これは元の不法行為 2 です。

(概要) 埼玉県警本部長宛に捜査要求 I と題する内容証明を送り、内部牽制を求めました。

「警視総監宛の被害届が無視され、その回答期限日 20090220 に私の叔母の太田まり子が変死したが、真相は私への脅迫の為の殺人であり、それを埼玉県警が交通事故に偽装した。 東村山署のサワダに真相究明を訴えたが無視された。」との内容でしたが、無視されました。

焦点 訴えた事件性が極めて高いので、警察が無視できるはずはないこと

検討への反論

「埼玉県警本部長が捜査要求書面を受領したことを認めるに足りる証拠は無い」について、
・平成 31 年 1 月 28 日付で甲 11 号証(配達証明書)を追加提出したことを忘れていませんか?
・私は、埼玉県警組織としての対応を求め、確実を期す為に、本部長宛としたのであって、本部長個人を問題にする趣旨ではないことは、常識です。

・社会通念上、郵便は名宛人本人に届くことを期待するのが信義則ないし公序良俗であって、まして内容証明は重要な郵便物です。

ちなみに、警視庁にも同じ物を送っておりますが、こちらは届いております。

・本部長宛の内容証明を内部で紛失したのであれば、それも本部長の使用者責任(部下の監督不行き届き)ですが、なぜ判定しないのでしょうか?

以上から、内容証明を埼玉県警内部で紛失したことは取扱上の過失なので、不適正であり、「違法性の検討の前堤を欠くものといわざるを得ない」との結語には、理由が有りません。

不法行為 2 について (判決書 6 頁) これは元の不法行為 3 です。

焦点 訴えた事件性が極めて高いので、警察官が無視できるはずはないこと

(ニイムラとナガセとカクタに共通の不当性)

①回答期限付の被害届を警視庁が無視したまま、②その回答期限当日に叔母が変死したこと、はいずれも稀有なので、偶然には重なりえないことを強調し、事故直後の態様の不審と合わせて、確率的な事件性の高さを訴求しました。当該反証書の通りです。

既述のような被害届を警察が完全に無視することは、極めて稀有な選択なので、当たり前に、特別な動機が推定される状況において、まさしくその回答期限日当日に私の叔母が変死したことにより、いずれも稀有な現象なので偶然には重なりえないことから、既述の被害届との因果関係による殺人が、蓋然性として当たり前に、推測されます。

つまり、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という無言の脅迫です。同様の設定のドラマや小説も多いので、一般人の誰もが、当たり前に、そう感じるはずです。ましてや、警察官がわからないことに合理性は、在り得ません。この点を判定願います。

言い換えると、警察が、常に、根拠無く、訴えた被害を無視したということですから、当たり前に、不適正な対応です。この点を判定願います。

検討への反論

・交通課に引き継ぐという選択は、偽装した犯人と相談せよ、と言っているに等しく、被害者性ないし事件性を無視している証拠であり、内部牽制として在り得ません。

外形の問題ではありません。脅迫殺人を否定する根拠が、どこに示されていますか?

以上から、内部牽制が必要であるのに、訴えた事件性を無視して交通課に引き継いだことは不適正な判断であり、「違法であるとはいえない」との結語には、理由が有りません。

不法行為 3 について（判決書 8 頁）これは元の不法行為 4 です。

焦点 基本的に前項の不法行為 2 と同じです。

検討への反論

- ・外形の問題ではありません。脅迫殺人を否定する根拠が、どこに示されていますか？
 - ・事故捜査当時は想定外のはずの、殺人の動機（高度の恣意性）を後から訴えているのですから、織り込み済のはずがありません。論理法則違反です。
- 殺人の観点を持って捜査したという証拠が、どこに示されていますか？
- 私が被害者であることを否定する根拠が、どこに示されていますか？
- ですからこれは、理由を告知しない不当な受付拒否（犯罪捜査規範 61 条違反）です。
- 以上から、訴えた被害を根拠無く無視したことは、職責への違背であり、内部牽制の放棄であり、極めて不適正な判断であるので、「合理的かつ相当であって、違法とはいえないものというべきである。」との結語には、理由が在りません。

不法行為 4 について（判決書 10 頁）これは元の不法行為 5 です。

焦点 基本的に既述の不法行為 2 と同じです。

検討への反論

- ・外形の問題ではありません。脅迫殺人を否定する根拠が、どこに示されていますか？
- 既に充分な事件性（状況証拠）の摘示に対して、その隠蔽機関が「何をもって？」とは？
- 甲 5 反証書の通り、既に充分に説明しているのに、わからないことに合理性は在りません。
- ですからこれは、理由を告知しない不当な受付拒否（犯罪捜査規範 61 条違反）です。
- 以上から、訴えた被害を根拠無く無視したことは、職責への違背であり、内部牽制の放棄であり、極めて不適正な判断であるので、「特段不合理であるとも不相当であるともいい難く、違法とはいえないものというべきである。」との結語には、理由が有りません。

第 5 結論

この判決は、①訴えた元々の不法行為 1 を根拠無く欠落させ、判定しておらず、また、残りの四つの不法行為において、②原告の私が訴えた当り前の疑いを、③根拠無く無視したことには、いずれも警察として極めて不適正な対応であるのに、それを根拠無く判定しておらず（無視しており）、それにもかかわらず、「原告の請求は、損害の発生に係る争点を検討するまでもなく理由がないから、これを棄却する」と結論したことは、極めて一面的で片手落ちであり、実質的に理由が無いので、当然に無効です。

第 6 貴所による破棄自判を希望します

第一審判決の狙いは、無効取消による原審差戻しを意図した時間稼ぎとも思われます。

第 7 附属書類

1 控訴状副本

1 通

以上

東京高裁 令和 年(ワニ)第 号 慰謝料請求控訴事件 原告 今井豊 被告 埼玉県 証拠説明書(証拠申出書) A II 20191015

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲12号書 証 (反証書) (追加)	20190830 22:00頃 私の自宅での叔母 の廣橋絹代との会 話の録音	コピー USBメモリー 20191015 原告作成	立証すべきは不法行為1について列挙した恣意性のうち、太田まり子の轢逃げ事故の捜査や公判の恣意性です。 特に、検察官が遺族に「 <u>他殺か病死の疑いが在るので、解剖させて下さい</u> 」(6頁)と承諾を求めたことは、「交通事故についての死 亡原因や負傷部位をする為」(被告の準備書面(1)3頁)とする答弁と大きく矛盾しており、また、当初は交通事故の決め手が無かつ たことを示唆しています。 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)

20191015 今井豊

20190830 22:00 頃 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)での、叔母の廣橋絹代(亡太田まり子の実妹)との会話の録音の反証書

(絹代) してないので、

(私) あのう、ヤバい話になりますけども、あの、まり子さんが亡くなった現場は、当時ままでですか?

(絹代) わかりません、行ってないですから、

(私) 見たこと無いですか?

(絹代) 無いです、

(私) 歩文は、おかしなこと言い掛けてましたよね?

(絹代) え?

(私) あん時、あん時、私は気が付いて、現場、見に行けばよかったですけども、

(絹代) や、行ったけど、ぜ、あのう、当時、当時、てゆうか、その時に行ったけど、どこがどうだかは、この辺だってゆうのはわかりましたけど、遺体が在ったわけじゃないし、出血の痕が在ったわけじゃないし、全然、私達、わかりませんでした。

(私) あの、訴状の一部に書いてある通りですけども、ええ、現場の手前は、長い直線区間なんですよ。で、トラックの運転席は高いですから、その、舗道と側道、ん? 側道を遮るあの、低いあの、柵みたいなのが在るんですけども、それを越して、自転車の姿がずっと見えてたはずなんですよ、それなのに、気付かずに躊躇ってことは、有り得ない。

(絹代) 私もあの、ちょっとわからないんですけど、ただその犯人は、ええ、遺体は動かしたって言ってましたよね?

(私) そらそうですね、それはそうです、

(絹代) てゆうのは、道路の真ん中辺じやあ、また躊躇かれちゃうのでって、自分で動かして

(私) 交通事故ならぬ?

(絹代) 何か知りませんけど、

(私) 元々、歩道で殴られたものを、殺す為に動かしたのかもしれないよ? トドメを刺す為に。

(絹代) や、でも、解剖して、あの、打滅だって、この、脳、脳、何だっけ? 骨、骨の、脳内挫傷だって、

(私) だけど、自転車もほぼ無傷だったんですよ? 手足も無傷だったって聞いてますよね?

(絹代) わ、そうですね、割りと傷が無かったんですよね、だから、このままボーンとこう、

(私) 交通事故、交通事故になります? それ。しかもあれ、左折、直角に曲がるんですね? こ、17号から、

(絹代) ふうん、

(私) そうゆう所でね、だから、曲がる時に、当然、徐行、停止に近い状態に普通なる、落ちるはずですよね?

(絹代) ああ、車はね、うんうん、

(私) その直後で、ぶつかったからって、死にますか? 死亡事故になりますか?

A II-甲 12 号書証(反証書) 前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 413 号 慰謝料請求事件

(絹代) だから、打っちゃったんじゃないですか? こうやって、ボーンてぶつかって、割と自転車を離さないんだそうですね? あの、自転車に乗ってて、例えば、巻き込まれるのわかってて、離さないで、結局巻き込まれちゃうんだですよ、自転車だけ巻き込ませればいいのに、本能的らしいんですね、その離さないってゆうのが。で、だから、ねえ、姉御の場合も、離さないで、そのまま倒れたんじゃないかな?って、私は思うんです、それでここ、ここだけしか傷が無かったって。

(私) らしいですよね?

(絹代) で、そこは完全に打滅、だからあの、まり子さんに会った時に、亡くなつてから会つた時に、解剖したからこう、お帽子被つてましたけどね、

(私) 凄い分厚い包帯でしたよね? あの、私も通夜にだけは行きましたけど、もう、5cm ぐらい厚さがある感じでしたよね?

(絹代) こう、こうね、顔はちゃんと出てましたけど、

(私) 綺麗に巻いてありましたよね? あれじやまあ、解いて見ようなんて思わないよね?

(絹代) (苦笑)そら、見られないですね、

(私) あんないきれ、丁寧に巻いてあればね?

(絹代) ま、切り刻んだでしようからね、たぶんこう、解剖だから、

(私) いや、頭だけでしよう? だって、

(絹代) あ、もちろん、で、結局ほら、何か薬か何かの、服用してゐる人はその、事故じゃなくつても、病氣で倒れるってゆう説も在つたので、け、解剖したんだですよ。そうしたらやっぱり、自転車が倒れた、脳挫傷ってゆうことで、診断が下つたんですね、病氣ではなかつたってことです。

(私) まあ、あの立地、あれほど見通しのいいところは稀有だと思うんですね? それはたぶん、衝突のタイミングを合わせる為に、ああいう場所を選んだんだと思うんです、

(絹代) (苦笑)ううん、あたしはもう、全くわかりませんけど、うん、ただ、姉ちゃんも、姉ちゃんが、ちょっと油断したんじゃないかな?って思いますね、

(私) ただ、あの直後にね、絹代さんが危ないいつって、私、電話しましたよ? どうやら、私の原因で、

(絹代) うん、殺されたんじゃないか、って言つてましたよね?

(私) ええ、そしたら、そういう最近、近くに不審な他府県ナンバーが、ずうっと居ることが度々あるよ、と、おっしゃいましたよ?

(絹代) あたしが? 記憶に無いです、

(私) それで私は、ああ、それ、ヤバいですね、じゃあ、今は犯人グループを刺激しないほうがいいかもりませんねえ、つって、

(絹代) やあ、そんな、そんなこと、言いました?

(私) じゃあ、公判出るの止めましょうか? ってゆう話んなつたんですよ?

(絹代) いやいやいやいや、そんな記憶無いです、はい、ただ、気を付けた、

(私) (苦笑)ああそうですか? 都合の悪いことは記憶は無い?

(絹代) 都合が悪いとか悪くないじゃないですか? ただ、気を付けて下さい、次

A II-甲 12 号書証(反証書) 前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 413 号 慰謝料請求事件

はあの、絹代さんかもしれません、あるいは、歩文かもしれません、とおっしゃいましたよ?
でも、それだけでしたよ?

(私) (苦笑)いやいやいや、

(絹代) それから私、何となく、後ろがあの、気になって、後ろは見て歩きましたけど、

(私) オノクボの辺りがどうか、どうこうとかも、言ってたような気がする、

(絹代) ええ、オノ? だって関係無いじゃないですか? ヨシダイラなんか、

(私) いやいやいや、犯人グループであればね、こちらも付け狙ってる可能性は充分在るわけですよ? どうやら、ヤクザみたいですね、この、ま、

(絹代) オノクボの辺に居るんですか?

(私) 轢逃げした人間がそもそもね、あの、やと、雇われ犯の可能性も在るわけですよ?
本当はあの、路上の撲殺だという可能性も、私は充分在ると思います、

(絹代) うん、でも、それだったら、一発で、あんな、逝かないでしょ?

(私) や、一発でしょ? 誰かがね、前方で凹んنってあの、まり子さんの注意を惹き付けて、もう一人がその、鉄パイプにね、布巻いたような物でね、力任せに後ろからガツンとやれば、その傷がたぶんね、後方から付いた傷じゃないか?と思うんですよ、私は。

(絹代) わからないです、やたらな返事はできません、私も、はい。

(私) ううん、まあそうでしょうね、はい、そんなことが有りましたね、今それを争つてますが、これは裁判所、

(絹代) あのう、むしろ、犯人がもう、名前わかつてゐるわけだから、その人突いたほうがいいんじゃないですか?

(私) や、犯人はだって、本当の犯人かどうかは、わかんないです。

(絹代) じゃあ、あの、3年何ヶ月か入ってた人は違うかもしないってことですか?

(私) かもしれないと思ひますね、

(絹代) ええ、じゃ、ヤクザですかね?

(私) たまたま通りかかったトラック、映ってたトラックを、犯人に仕立て上げただけかもしれない、だから、その運転手は、何もしてないかもしない、雇われたんです、

(絹代) じゃ、撲されたんですか? お金かなんかを、

(私) 当然、裏では、そうでしょうね、

(絹代) だって、そうじゃなきやね、そんな、そんな、自分は罪んنって、離婚はどうだったか知らないけど、なんか、離婚、離婚して、証状書いて、三つすると罪が軽くなるって聞いたんですよ、

(私) うんうん、まあ、それ、やったみたいだね、

(絹代) あ、会社辞めてだ、ね、会社辞めて、離婚して、証状書けば、あの、罪が軽くなる、

(私) ああ、その三つ揃ってます、確かに。

(絹代) (苦笑)ああ、そうなの?

(私) あの私、公判の資料、貰ってますから、裁判で。

(絹代) ああ、

(私) 確かにそれ、やってますね、

A II-甲 12 号書証(反証書) 前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 413 号 慰謝料請求事件

(絹代) そ、それで、一応あのう、検事さんが、「すみません、本当に、もうちょっとあの、永くね、入ってて頂く予定だったのが、短くなってしまって、お役に立てませんで」って、おっしゃってましたけど、

(私) あ、あれ、どうして知ってるんですか?

(絹代) あたし、行きましたもん、だって、両方。

(私) 公判に?

(絹代) はい、

(私) 公判に行ったの?

(絹代) はい、行って犯人も見てます、

(私) や、犯人見たでしょけど、そのビデオ、

(絹代) なんか撮らさないでしょ? ビデオなん、撮らさないでしょ? 公判の時に。

(私) いや、だって、それが決定的証拠になったんでしょ?あの、逮捕の決め手に、藍屋のビデオ。

(絹代) いや、そんなの、全然、無かったです。

(私) だから、それが出ないのが不思議ですよね?

(絹代) あのね、公判が有って、もう次が判決でしたよ、二日間、だから。

(私) そうすると、うん、ああいう立地で、どうして、故意でないって決め付けたんですか?

(絹代) 故意? 要するに、

(私) 殺人ではないと、

(絹代) 決め付けたかどうかはし

(私) 狙って轢いたものではないとゆうふうに、どうして?

(絹代) その辺は、話題にはなってませんでしたね、公判で。

(私) (苦笑)なってないから、おかしいんですよ?

(絹代) あのね、うんと、「まだ、貴方がぶつかった時は、まだ、まり子さんは生きてたと。何でその、救急車呼ばなかつたんですか?」ってゆう質問は有りましたよ。そしたら、「もう鼻血が出てたので、鼻血が出れば駄目だって、仲間から聞いたことが有るので、もう、鼻血を出してたし、ここに居たら、もっともっとあれだなと思って、脇に私が寄せたんです」と言ってましたよ、犯人が。

(私) 鼻血が出たら駄目なの? はあ、

(絹代) はい、そうにおっしゃってましたよ、で、「まり子さんは鼻血が出たって、貴方はお医者さんですか?」って言われてましたよ、検事に。だから、「いいえ」なんて、「何でその、鼻血が出たからって、そんな噂だけでね、まり子さんを助けなかつたんですか?」って責められてはいました。私も、本当だ、本当だ、と思いましたけど。で、まだだから、発見された時に、まだ生きてたんでもんね、生きてたんです、10時頃でしたっけ?

(私) あれは、いや、あの、6時20分、6時20分頃の、

(絹代) 6時頃にやつたんですよね? そいで雨、雨の日か何かで、放り出されてたんですね?

(私) 2時間半くらい生きてたんですよ、だから、8時、9時近くなんです、亡くなつたの

A II-甲 12 号書証(反証書) 前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 413 号 慰謝料請求事件

が。それも酷い話です。

(絹代) だから、まあ、おそらく、脳挫傷なら、救急車で行っても駄目だったかもしれませんけど、普通はもう、救護、ね、救済のほうに、どんな状況だって、亡くなってるの判ったって、救急車呼ぶじゃないですか? 普通は。しかも、21 日間逃げてたんですよね?

(私) そうらしいですね、

(絹代) はい、

(私) それはだけど、逃げることによって、故意ではなかったというふうに、見せ付け、見せたかった、装いたかったんでしょうね?

(絹代) うん、私もその辺はもう、いっこうにわかりませんけど、ただあれば、本当に、もうちょっと、罪を着せて欲しかったなって思いました。もっと、3年と8カ月なんて、短か過ぎると思いましたよ、人一人殺して、呼びもしないで逃げといてね、じゃ、逃げ得じゃないか? って思いましたよ。そんなんだったらね、何かん時に逃げちゃって、万が一ん時、逃げちゃって、離婚して、詫状出して、ね? あと、何でしたっけ? 三つやれば、罪がその、3年8カ月で済むんなら、よっぽどいいじゃないですか? すぐ捕まるより、救急車呼んだってそんなもんでしょ? 同じだったらね。だからそれは、すごく短くって嫌だなって不満でしたけど。もっともっと彼には、あの、ただ、お姉さんてゆうのが居らして、しおちゅう来てたって言いましたよね、太田家に。

(私) ふうん、

(絹代) うん、お線香上げに来てたって言いました、お姉さんが。あとはよく、私、知らないんですけど。

(私) や、あのう、まあ、これ、裁判所がもう、狂って

(絹代) 裁判所は、わかんないからね、

(私) いや、そうじゃなくってね、もう裁判所のスタンスが、完全にもう、犯罪として、隠蔽に回ってますから、たぶん、いくらあがいても、まり子さんの件も駄目でしょうけども、もし、金一が何か言いたいことが有るんだったら、最後のチャンスだよ、とゆうことを私は伝えたかったんですけど。

(絹代) あの子はあの、泊りがけでどっか、仕事に行くみたいでしたね? だから骨になつて、ああ、あれは太田さんだ、寛二さんのほうが亡くなつて、寛二さんの骨はいつ、あの、あすこの、お墓に収めるの?って言ったら、わかんないなんて言うんで、じゃ、もしわかつたら連絡してって言つてはありますけど、一度も連絡も来ないし、骨はあの、自分で、榛名に持つてたのかな?とか、勝手に考えてるんですけど、全然わかりませんね、だから。

(私) 事故ん時に、私も一度だけ、金一には電話したんですけど、で、謝ったんですけども、詳しい話は聞けてないんですよ、その当日の。

(絹代) 一番よく知つてるのは、その解剖結果は、彼達が聞いたでしょうね、

(私) 聞いたとゆうか、解剖する、まあ、許可は、許可は

(絹代) 見せないですからね、

(私) 許可は取らなかつたんでしょうねけども、

(絹代) いや、許可は取りましたよ、

A II-甲 12 号書証(反証書) 前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 413 号 慰謝料請求事件

(私) 本、あ、遺族に?

(絹代) うん、

(私) はあ、

(絹代) それで、最初、私達、亡くなつたんだよ、って言って行つたじゃないですか? そしたらあの、「他殺か自殺かの、あ、他殺か病、病死? 何かその、疑いが在るので、解剖させて下さい」って、ゆうことなんです。

(私) なるほど、とゆうことは、事故だと、交通事故だと決め付ける決め手が無かつたわけだ、当日。

(絹代) そうそうそう、誰も見てないし、変な場所で死ん、死んでたじゃないですか?

(私) や、見てないとゆうか、道路上の破片とか、その痕跡? ブレーキの痕とか、そうゆうのも、無かつた?

(絹代) わかんない、その辺が、全然聞いてないから、わからないですね、

(私) ブレーキの痕が無かつたら、えらいことですよね?

(絹代) 普通はキュッとね、曲がる時、

(私) まあ、有つたとしても、当時、その事故のものかどうかはわかんないですけどね、それも問題なんですよ、何で死亡に至つたか?は、その痕跡とかで、から判るんじゃないか?と、ブレーキのタイミングが遅れたとかね。

(絹代) うん、それで、あれが、動かしちゃってるから余計ね、そのまんま本当はあの、動かさないで、救急車呼ばなくちゃいけないことになってるじゃないですか? ね、

(私) 歩道上でしょ? あの場所だったら、動かす必要無いですよね?

(絹代) いや、よくわからないんだけど、

(私) 17号じゃないんだから、

(絹代) うん、ちょっとこっち側でしたよね? 植木がなんか、ずっと在つて、

(私) あの、4m道路? 5m道路? あんまり広い道じゃないですよ、

(絹代) いや、広い道じゃなかつたような気がしましたね、見たけど、どこでどうなつたかわからない、ええ? こんなとこで? この辺? とか言うぐらいで、わからなかつたから。

(私) ああいう道だったら、動かす必要無いですよ? そもそも、

(絹代) ううん、だから何で? それで鼻血、まあちょっと、誰か、何ての? 踏まれたらいけないから、みたいなことは言ってましたけどね、その裁判の時に。そしたら鼻血が出てたって言って、ま、凄く、貴方はお医者さんなんですか? なんて言われてましたけど。結局、何問かこう、質問して、ね、答えて、閉廷んなつて、次の時はもう、判決でしたから、二回行つただけなんです。やっぱ、行った日はもう、判決を言い渡します、だけですから。女の裁判官でしたね。

(私) ですよね? 西、西野、

(絹代) や、名前は忘れましたけど、

(私) 西野牧子、

(絹代) ふうん、女性のかただつですよ、

以上